

政策目標3 安心、共生のくらしづくり/政策5 健やかで思いやりのある地域社会の形成

政策分野20 障がい者福祉

目指す姿		
障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し合い、人として尊厳が守られ、共に生きることができるまち		
施策		
施策番号	名称 施策の内容	関連するSDGs17のゴール
施策1	障がいのある人の人権が守られる取組の推進	
	障がいのある人に対する差別や虐待の防止、合理的配慮の推進を図るため、障がいに対する正しい知識や理解の習得を個人から全体に広げ、障がいのある人の人権が守られる地域づくりを推進します。	
施策2	障がいのある人への支援の充実	 
	障がいのある人の様々なニーズ等を受け止め、適切なサービスを提供するため、基幹相談支援センターや地域相談支援センターなどの相談支援体制の充実、各種相談支援事業所、介護・福祉サービス事業所等との連携強化を図ります。また、各種障がい福祉サービスや助成事業の周知や情報提供を進めます。	

1 政策分野の進捗状況

重要業績評価指標の達成状況						
指標名					単位	説明又は計算式
1	障がいのある人が差別等を感じた割合				%	障害者手帳所持者に対するアンケート調査の回答で差別等を感じた割合
	年度	R5	R6	R7	R8	検証
	目標	9	7	6	5	計画策定時の令和4年度アンケートにおいて18%であったことから、引き続き差別解消に向けた取組みが必要である。
	実績	-	-	-	-	
	達成率	-	-	-	-	

2 施策の評価

施策1	障がいのある人の人権が守られる取組の推進
主な取組状況と成果	【1】障がいに関する理解推進 ・平成28年4月に障害者差別解消法に基づく、「職員対応要領」を策定し、市の事務事業等に関し差別解消に努めるとともに、平成28年11月に地域の関係機関からなる障がい者差別解消支援地域協議会を設置し、差別事例の共有化を図ってきた。 ・障がい理解を促進するための講演会やワークショップ、理解促進チラシの全戸配布等を実施してきた。 ・また、支援や配慮の必要性を示す「ヘルプマーク」の周知や配布を行った。 ・さらに令和6年度から、身近な場所で心に不調を抱えた方をサポートする方法や、こころの病気について学ぶ「心のサポーター養成研修」を実施した。 ・令和5年3月に手話言語及びコミュニケーション手段に関する条例を制定し、条例の理解促進を図るため、チラシや市政だよりによる広報や手話の出前講座を実施した。また、手話の市政だよりやコミュニケーションボードの作成など、手話をはじめ、障がい特性に応じた多様なコミュニケーション手段の円滑な利用の促進を図っている。 ・令和5年度から手話講習会と手話奉仕員養成事業を統合したほか、新たに手話講習会（基礎編）の修了者を対象に手話奉仕員ステップアップ講座を開始した。 【2】障がいのある人の権利擁護の推進 ・平成24年10月に障害者虐待防止法が施行され、本市に障がい者虐待防止センターを設置した。また、高齢者・障がい者虐待防止ネットワークや相談支援事業所等との連携により、虐待の防止・早期発見・支援に取り組んできた。 ・成年後見の制度について、講演会の開催等により理解を促進し、親族がいない方に対する市長申立の実施や、低所得の方に対する後見報酬の助成を実施してきた。 ・令和2年度に「市成年後見制度利用促進基本計画」を策定。 ・令和4年7月に成年後見制度の相談・制度利用促進等の機能を持つ中核機関「会津権利擁護・成年後見センター」を設置し、地域連携ネットワークの体制を構築した。
課題認識と今後の方針・改善点	【1】障がいに関する理解推進 ・市障がい者差別解消支援地域協議会において差別解消の方策検討や情報共有を行っているが、各種相談窓口につながっていない潜在的な差別案件があると考えられるため、今後とも、障害者差別解消法の趣旨や各種相談窓口についての周知を継続していく必要がある。 ・障がいのある人への差別の解消に向け、障がい特性や令和6年4月から事業所に義務付けられた「合理的配慮」の周知に継続して取り組むほか、一般市民に対してもヘルプマークをもつ意味や認知度を広めるため、周知を図っていく。 ・手話言語及びコミュニケーション手段に関する条例の理解促進を図るため、ホームページ、パンフレット等による広報や手話の出前講座の実施、市民や事業者を対象とした障がいのある人とのコミュニケーションに関するガイドラインの周知などに取り組んでいく。 【2】障がいのある人の権利擁護の推進 ・認知症患者の増加や、知的障がい者、精神障がい者の家族の高齢化等により成年後見制度のニーズは年々高まっており、必要とする方を適切に制度につなげる必要がある。 ・「市成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、中核機関の設置により制度利用が必要な方の早期発見や、受任者不足の解消に向けた法人後見の推進及び市民後見の育成などに取り組んでいく。 ・令和7年度に「第2期市成年後見制度利用促進基本計画」を地域福祉計画とあわせて策定

施策2	障がいのある人への支援の充実
主な取組状況と成果	【1】相談支援体制の充実・連携強化 ・基幹障がい者相談支援センター、地域障がい者相談窓口、相談支援事業所がそれぞれの役割を果たし連携しながら、重層的な相談支援体制を構築してきた。さらに福祉サービス等の利用支援や必要な情報を提供しながら、安心して地域で生活ができるよう相談支援事業を実施してきた。 ・令和4年度から、地域障がい者相談窓口及び相談支援事業所に対し、緊急時入所事業や地域生活体験事業等のコーディネート機能を付与し、障がいのある方が親なき後でも地域で安心して暮らしていける相談支援体制の構築に努めた。 ・令和4年度から、地域障がい者相談窓口の配置基準を整理し、新設及び既存地域の増員を行い、身近な地域の相談窓口の充実を図った。 ・令和7年度から、引きこもりの障がいのある方の支援の一環として、メタバースによる相談支援事業を実施した。 【2】障がい福祉サービスや助成事業の充実 ・第4次障がい者計画・第7期障がい福祉計画に基づき、市地域自立支援協議会及び庁内関係各課との連携により、各種施策を推進するとともに、必要とされる障がい福祉サービス等の提供体制の確保に努めてきた。 ・障がいのある人やその家族の多様なニーズに対応した在宅サービス等の各種施策の推進や障がいのある人の社会参加を促進してきた。 ・日常生活用具の進化や、対象者のニーズの多様化を考慮しながら、必要とされる対象品目の見直しを図り、日常生活での利便性向上に努めた。 ・重度心身障がい者医療費助成制度において、平成29年10月診療分より医療機関で窓口の負担がなくなる現物給付を開始した。 ・令和5年3月に手話言語及びコミュニケーション手段に関する条例を制定し、施策の基本方針としてコミュニケーション支援者の確保及び養成を位置付け、手話通訳者の健康対策や研修に取り組んできた。 ・令和6年度から外出支援事業において利用券を月8枚交付から月10枚とし、経済的負担軽減に努めた。
課題認識と今後の方針・改善点	【1】相談支援体制の充実・連携強化 ・障がいのある方が身近な地域で気軽に相談でき、必要とされるサービス等につながるよう支援に取り組んでいく。また、市地域自立支援協議会などの場において個別事例の協議を継続し、地域課題の共有につなげ、地域課題について対応策の検討を進める。 ・身近な相談窓口として地域障がい者相談窓口設置として第4地域、河東地域について、関係機関と協議を継続していく。あわせて基幹相談支援センターの相談支援事業所に対する専門的指導・助言を行う機能の充実を図る。 ・第2期地域福祉計画において重点的施策とした「会津若松市版地域包括ケアシステム」の構築に向け、地域住民や相談支援機関とも連携し災害時にも対応できる支え合いの地域づくり、重層的支援体制整備事業による他機関との連携による相談支援体制の充実を進めていく。 【2】障がい福祉サービスや助成事業の充実 ・第4次会津若松市障がい者計画・第7期障がい福祉計画に定めた内容を確実に推進するため、庁内検討組織や市地域自立支援協議会において、適切な進捗管理を行っていく。 ・障がいのある人が地域の中で生活していくために、緊急時の対応など効果的な支援やサービス量が充足されよう各事業についての検証や精査を行い、必要に応じ見直しを実施していく。 ・各種サービスについて、提供体制の整備の支援に加え、関係機関等への周知や手続きの簡素化に取り組んでいく。 ・障がいのある人のニーズ等を踏まえ、日常生活用具品目や交付要件等の見直しを検討していく。 ・手話言語及びコミュニケーション手段に関する条例に位置付けた施策の基本方針に基づき、持続的な手話通訳の活動体制を整備していく。また、手話通訳の体制を維持していくため、手話通訳士の職員3名の退職時期を考慮して、手話通訳士の募集を開始し、今後、採用を行っていく。

3 関連する政策分野と事務事業

政策分野	事務事業名	担当部・課名
2-2	適応指導・教育相談事業	教育委員会・学校教育課
2-2	いじめ防止対策事業	教育委員会・学校教育課
18-1	重層的支援体制整備事業	健康福祉部・地域福祉課
19-1	地域包括支援センター事業	健康福祉部・高齢福祉課
19-4	成年後見制度利用支援事業	健康福祉部・高齢福祉課

4 第7次総合計画の期中総括

○主な成果

【施策1 障がいのある人の人権が守られる取組の推進】

・手話言語及びコミュニケーション手段に関する条例を制定し、理解促進を図るため、パンフレット等による広報や手話の出前講座の実施、市民や事業者を対象とした障がいのある人とのコミュニケーションについて周知してきた。

【施策2 障がいのある人への支援の充実】

・相談窓口増設を図り、障がいのある方が身近な地域で気軽に相談できるよう体制整備を図った。

○課題

・人口減少のなか身体障害者手帳所持者が減少する一方、知的・精神障がい者については、増加傾向となっている。

・支援の担い手となるサービス事業所については、人材不足・支援者の高齢化など見込まれることから、今後法定サービスの持続性を担保するために、介護職員の処遇改善を図っていくために、国に働きかけていくことと、事業所の負担軽減などを図っていく必要がある。

・一般の市民の方についても支える側となっていだけるよう、成年後見制度における市民後見人の育成、こころの不調を抱える人に対して、適切な初期対応を身に付けた心のサポーターなどの養成を図っていく必要がある。

5 最終評価

政策分野20「障がい者福祉」の推進にあたっては、障がいのある方が身近な地域で気軽に相談できるよう体制整備を図っていく。また、支援の担い手となるサービス事業所における人材不足や支援者の高齢化等が見込まれることから、介護職員の処遇改善や事業所の負担軽減などを行っていく。

6 事務事業一覧

番号	ロジック モデル	主要 事業	人口減 少対策 ※	SDGs ターゲ ット	事務事業名	次年度 方針	担当部・課
施策1 障がいのある人の人権が守られる取組の推進							
1				16.7	差別解消推進事業	継続	健康福祉部・障がい者支援課
2		◎		16.7	障がい者虐待防止事業	継続	健康福祉部・障がい者支援課
3				16.7	成年後見制度利用促進事業	継続	健康福祉部・障がい者支援課
4				16.7	手話言語及び多様なコミュニケーション手段の理解促進	継続	健康福祉部・障がい者支援課
施策2 障がいのある人への支援の充実							
1		◎		10.2	障がい者計画・障がい福祉計画の推進	継続	健康福祉部・障がい者支援課
2				10.2	地域自立支援協議会の運営	継続	健康福祉部・障がい者支援課
3		◎		10.2	障がい者相談支援体制の充実	継続	健康福祉部・障がい者支援課
4		◎		10.2	地域生活支援拠点等の整備	見直し	健康福祉部・障がい者支援課
5				10.2	自立支援給付の適正化	継続	健康福祉部・障がい者支援課
6				10.2	自立支援給付（訪問系事業）	継続	健康福祉部・障がい者支援課
7				10.2	自立支援給付（日中系事業）	継続	健康福祉部・障がい者支援課
8				10.2	自立支援給付（居住系事業）	継続	健康福祉部・障がい者支援課
9				10.2	自立支援給付（相談系事業）	継続	健康福祉部・障がい者支援課
10				3.8	自立支援医療（更生医療）	継続	健康福祉部・障がい者支援課
11				10.2	補装具費支給事業	継続	健康福祉部・障がい者支援課
12				3.8	自立支援医療（精神通院医療）	継続	健康福祉部・障がい者支援課
13				10.2	障がい者手帳・諸証明事務	継続	健康福祉部・障がい者支援課
14				10.2	特別障害者手当等（特別障害者手当、（経過的）福祉手当）	継続	健康福祉部・障がい者支援課
15		◎	基本目標3	10.2	意思疎通支援事業（コミュニケーション支援事業）	継続	健康福祉部・障がい者支援課
16				10.2	ガイドヘルパー派遣事業	継続	健康福祉部・障がい者支援課
17				10.2	日常生活用具費助成事業	継続	健康福祉部・障がい者支援課
18				10.2	タイムケア事業	見直し	健康福祉部・障がい者支援課
19				10.2	訪問入浴サービス事業	継続	健康福祉部・障がい者支援課
20				10.2	身体障がい者自動車運転免許取得・自動車改造助成事業	継続	健康福祉部・障がい者支援課
21				3.8	重度心身障がい医療費助成事業	継続	健康福祉部・障がい者支援課
22				10.2	在宅重度障がい者対策事業	継続	健康福祉部・障がい者支援課
23				10.2	人工透析患者通院交通費助成事業	継続	健康福祉部・障がい者支援課
24				10.2	共生型サービス事業	継続	健康福祉部・障がい者支援課
25				10.2	障がい者福祉システム管理業務	継続	健康福祉部・障がい者支援課
26				10.2	外出支援事業	継続	健康福祉部・障がい者支援課
27				10.2	緊急通報体制等整備事業（障がい者分）	継続	健康福祉部・障がい者支援課
28				10.2	訪問給食サービス事業（障がい者分）	継続	健康福祉部・障がい者支援課
29				10.2	特定疾患患者見舞金	継続	健康福祉部・障がい者支援課
30				10.2	心身障がい者扶養共済制度助成事業	継続	健康福祉部・障がい者支援課
31				10.2	高額障がい福祉サービス等給付費、新高額障がい福祉サービス等給付費、地域生活支援事業利用負担金還付金	継続	健康福祉部・障がい者支援課

※人口減少対策に資する事業として、「第3期 会津若松市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の4つの基本目標に位置付けた取組を記載しています。

- 基本目標1 既存産業・資源を活用した魅力的なしごとづくり
- 基本目標2 地域の個性を活かした新たな人の流れの創出
- 基本目標3 生活の利便性を実感できる安全・安心なまちづくり
- 基本目標4 結婚・出産・子育て支援と教育環境の整備

施策1 障がいのある人の人権が守られる取組の推進

1

事業名	差別解消推進事業		法定／自主	自主
担当部・課	健康福祉部・障がい者支援課		次年度方針	継続
概要 (目的・内容)	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成28年4月施行)に基づき、障がいを理由とする差別の解消の推進にかかる事業を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
		事業費	93	93
		所要一般財源	93	93
		概算人件費	1,159	1,159
取組状況と 成果	・平成28年4月「市障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」制定(人事課) 市職員の不当な差別の禁止、合理的配慮提供の推進を図る。 ・平成28年11月 市障がい者差別解消支援地域協議会設置 医療、福祉、司法、当事者団体等関係機関により、地域における差別解消の推進を図る。 ・平成30年4月 小中学校障がい理解推進事業開始 ・令和6年4月 障害者差別解消法が改正され、令和6年4月から事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されたことから、周知啓発を図っていく。			
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・市障がい者差別解消支援地域協議会により、関係機関の情報共有や差別解消の方策の検討を行っている。しかし、各種相談窓口につながっていない潜在的な差別案件があるものと考えられるため、今後とも、障害者差別解消法の周知啓発も含め、法の趣旨や各種相談窓口について、継続的に市民に情報提供していく。			

2

事業名	障がい者虐待防止事業		法定／自主	法定
担当部・課	健康福祉部・障がい者支援課		次年度方針	継続
概要 (目的・内容)	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成24年10月施行)に基づき、高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク等により、障がい者の虐待からの保護、防止、早期発見、自立の支援と養護者に対する支援を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
		事業費	313	313
		所要一般財源	79	79
		概算人件費	3,090	3,090
取組状況と 成果	・平成24年10月 障がい者虐待防止センター設置(障がい者支援課内) ・平成27年4月 高齢者・障がい者虐待防止ネットワーク設置			
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・本人や支援者等からの虐待通報を受けた場合、速やかに事実調査を行い虐待を把握し、虐待防止支援を行っている。 ・虐待者や被虐待者、支援者などに虐待の認識がないために通報に至っていないケースが存在すると推測されるため、虐待防止の周知啓発を行っている。			

3	事業名	成年後見制度利用促進事業		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・障がい者支援課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	知的障がい、精神障がいにより、判断能力が不十分な人の権利を擁護するため、成年後見制度の利用を支援する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	8,627	8,627
			所要一般財源	7,459	7,459
			概算人件費	425	425
3	取組状況と成果	・平成14年度 親族等の成年後見申立が困難な場合の市長申立を実施 ・平成25年度 成年後見申立の費用や成年後見人への報酬支払が困難な方に、当該費用の助成を実施 ・令和2年度 「会津若松市成年後見制度利用促進計画」を策定 ・令和4年度 成年後見制度の広報・相談や後見人の支援等の機能をもつ「中核機関」を設置し、地域連携ネットワークの体制を構築 ・令和7年度 「第2期会津若松市成年後見制度利用促進計画」を策定			
	課題認識と今後の方針・改善点	・高齢化率の上昇や8050問題を抱える世帯の増加等により、制度利用のニーズは高まっていると思われるが、制度の周知や後見人支援、受任者の確保などの点において利用促進の課題となっている。 ・「市成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、中核機関の設置により制度利用が必要な方の早期発見や、受任者不足の解消に向けた法人後見の推進及び市民後見の育成などに取り組んでいく。また、令和8年度の事業所移転を支障なく進める。			
4	事業名	手話言語及び多様なコミュニケーション手段の理解促進		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・障がい者支援課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	手話言語及びコミュニケーション手段に関する条例の理解促進を図るため、点字講習会や手話講習会、手話の出前講座を実施するほか、パンフレット等を作成、配布を通じて、条例の周知を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	680	680
			所要一般財源	128	128
			概算人件費	464	464
4	取組状況と成果	・令和5年3月 手話言語及びコミュニケーション手段に関する条例制定 ・令和5年度 手話講習会と手話奉仕員養成事業を統合 手話講習会（基礎編）の修了者を対象にステップアップ講座開始 生涯学習総合センターの出前講座のメニューとして手話の出前講座を開始 条例に関するチラシ・パンフレットを作成、配布 ・令和6年度 放課後こども教室において小学生を対象とした手話の出前講座を実施			
	課題認識と今後の方針・改善点	・受講者数の増加のため、市民が参加しやすく魅力ある事業となるよう、事業内容の充実に向けて検討するとともに、受講後に習得した技術等を活用するため、ボランティア団体への参加を促していく。 ・手話言語に親しむ機会を創出するため、子どもを対象とした手話の出前講座の充実を図っていく。 ・手話言語及びコミュニケーション手段に関する条例の理解促進を図るため、ホームページ、パンフレット等による広報や手話の出前講座を実施していく。			

施策2 障がいのある人への支援の充実

1	事業名	障がい者計画・障がい福祉計画の推進		法定／自主	法定	
	担当部・課	健康福祉部・障がい者支援課		次年度方針	継続	
	概要 (目的・内容)	市における障がいのある方の施策に関する基本的な事項を定める障がい者計画と障がい福祉サービス等の提供体制の確保に関する事項を定める障がい福祉計画の進行管理を行い、目標値の達成等に向け、取り組む。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)	
			事業費	0	0	
			所要一般財源	0	0	
概算人件費			1,159	1,159		
取組状況と 成果	・令和5年度 第4次障がい者計画・第7期障がい福祉計画の策定 ・毎年、各課の事業を地域自立支援協議会が評価し、各課で事業見直しを検討 ・目標を設定することで、市内各課の事業や市内の社会資源の整備が図られた。					
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・国の基本指針に基づき、令和6年度からの両計画について、共に6年間の実施期間を設定しているが、3年毎の報酬改定や制度改正等に対応していく。 ・計画の進行管理にあたっては、事務事業の進捗を確認しながら、より効率的かつ効果的に計画の目標達成を目指していく。					
2	事業名	地域自立支援協議会の運営		法定／自主	法定	
	担当部・課	健康福祉部・障がい者支援課		次年度方針	継続	
	概要 (目的・内容)	平成24年5月に設立した「市地域自立支援協議会」においては、市障がい者計画及び障がい福祉計画の目標達成のために必要な事項に関する事など、障がい者福祉の全般的な協議を行っている。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)	
			事業費	1,131	1,131	
			所要一般財源	1,131	1,131	
概算人件費			5,562	5,562		
取組状況と 成果	・6つの部会が概ね月1回テーマごとに仕組みづくりの検討を行い、各部会長からなる運営会議で、それぞれの協議内容を共有している。 ・協議会の点検・評価を通したPDCAサイクルにより、障がい者計画及び障がい福祉計画の確実な推進につながっている。 ・障害者総合支援法の改正により、個別事例を通した地域課題の共有が位置付けられたことから地域自立支援協議会相談部会において検討を令和6年度より開始					
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・引き続き、協議会での協議事項の優先順位や各部会をはじめ他団体や他会議体との役割分担や連携等を効率的に推進できるよう手法等の検討をしていく。併せて、個別事例から見えてくる地域課題に、柔軟に対応できる運営体制の整備に努めていく。					
3	事業名	障がい者相談支援体制の充実		法定／自主	法定	
	担当部・課	健康福祉部・障がい者支援課		次年度方針	継続	
	概要 (目的・内容)	障がいのある方からの相談に応じ、福祉サービスや社会資源等の利用支援、必要な情報提供等により、地域生活を営むことができるよう、相談支援事業を実施。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)	
			事業費	68,938	76,797	
			所要一般財源	50,999	58,855	
			概算人件費	1,854	1,854	
	取組状況と 成果	・平成12年度 障がい者総合相談窓口の設置 ・平成25年度 第2地域障がい者相談窓口の設置 ・平成29年度 第5地域障がい者相談窓口の設置 ・令和4年度 第3地域障がい者相談窓口の設置 ・令和5年度 北会津地域障がい者相談窓口の設置 ・令和6年度 第2地域障がい者相談窓口の増員 ・令和7年度 第1地域障がい者相談窓口の設置 ・令和7年度 各相談窓口において、メタバースを活用したオンライン相談受付の開始 ・基幹相談支援センター機能や身近な地域の相談窓口の整備及びオンライン相談体制の拡充により、重層的かつ包括的な相談支援体制（地域包括ケアシステム）の構築が進み、これまで相談に至っていなかった困難を抱える障がい者等の早期発見、早期対応につながっている。				
		課題認識と 今後の方針 ・改善点	・障がいのある方が気軽に相談できる支援に取り組んでいく。また、通常支援の中で、関係機関等との日常的な連携を進めるとともに、県による会津圏域連絡協議会や市の地域自立支援協議会、医療や就労系の関係機関主催の研修会等を通じて、支援者間の「顔の見える関係づくり」を進めていく。 ・障がい者総合相談窓口における障がい者等に対する相談機能を分離し、基幹相談支援センター機能に注力できるよう、未設置の地域障がい者相談窓口の整備を進める。また、障がい者総合相談窓口の令和8年度の事業所移転を支障なく進める。			

4	事業名	地域生活支援拠点等の整備		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・障がい者支援課		次年度方針	見直し
	概要 (目的・内容)	障がい者の高齢化等や「親亡き後」を見据え、居住支援の機能として相談支援機能、地域生活体験の提供、緊急時における短期入所の確保などの支援体制を構築する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	2,914	6,073
			所要一般財源	729	603
概算人件費			696	696	
取組状況と 成果	・平成29年 緊急時入所事業、地域生活体験事業を実施 ・令和4年 地域障がい者相談窓口及び相談支援事業所に対し、緊急時入所や地域生活体験事業コーディネート機能を付与 相談支援事業者、短期入所などへの地域生活支援拠点等の登録を勧奨 ・高齢家族と暮らす障がい者世帯に対し、親亡き後の意識づくりにつながった。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・緊急時入所事業については、利用の伸び悩みがあるが、医療的ケアが必要な方の受入のための看護師等の医療専門職の派遣等、事業手法の見直しを進める必要がある。 ・地域生活体験事業については、地域の利用ニーズを踏まえ、居住支援法人等支援による市営住宅の空室を活用した障がい者の地域移行の促進を進める必要がある。				
5	事業名	介護給付費等の適正化		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・障がい者支援課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	障がいのある方が障がい福祉サービスを受ける際に必要となる障がい支援区分の認定を行うため、有識者等による審査会を開催・運営し、さらに障がい福祉サービスの審査・支払事務を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	8,757	9,595
			所要一般財源	7,343	7,605
概算人件費			3,013	3,013	
取組状況と 成果	・医療、福祉の専門職からなる審査会（委員12名、一合議体6名体制）を2合議体により毎月2回開催し、運営する。また、一次審査・支払事務については、国民健康保険団体連合会に委託し、さらに二次審査等の支援ソフトの導入を図った。 ・審査会資料の基礎となる認定調査については、職員による調査の他、業務委託により実施している。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・年々、利用者数は増加しており、支援区分審査件数及び支払件数は、増加傾向にあることから、より効率的かつ効果的な審査会の運営及び請求審査等による給付の適正化を図っていく。				
6	事業名	自立支援給付（訪問系事業）		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・障がい者支援課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	障害者総合支援法に基づき、在宅で生活する障がいのある方に対して、居宅を訪問するなどし、その障がいの状況に応じて必要な支援を提供する。※居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	162,628	167,832
			所要一般財源	40,657	41,958
概算人件費			3,198	3,198	
取組状況と 成果	・生活を維持するために家事や入浴支援等、その障がいの状況に応じて必要な支援を提供している。 ・地域で生活する障がいのある方に、必要な支援をすることができた。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・ホームヘルパー人材について、ニーズのある各時間帯で十分確保できておらず、入所施設から地域への移行や、高齢化する家族負担軽減等を図る際に大きな障壁となっている。 ・人材確保については、福祉業界全体の課題であるため、引き続き、国による処遇改善助成金や報酬改善の効果等を見極めつつ、機会を捉えて人材確保につながるPR活動や研修会等を検討していく。				

7	事業名	自立支援給付（日中活動系事業）		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・障がい者支援課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	障害者総合支援法に基づき、常に介護が必要な障がい者に対して、障がい者の日中活動を主に支援する。※生活介護：日常生活上の支援、自立訓練：生活能力の維持向上のための必要な訓練など	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	711,356	734,119
			所要一般財源	177,839	183,530
概算人件費			1,916	1,916	
取組状況と 成果	・事業所で入浴や食事等の介護、身体機能や生活能力の向上のための訓練を提供してきた。 ・地域で生活する障がいのある方に、必要な支援をすることができた。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・生活介護については、年々利用者が増加傾向にあることから、新規開設及び定員の拡充を協議し、安定した通所の実現に向け、環境整備を図っていく。 ・自立訓練については、対象者の能力向上のための事業という位置づけで、対象者のアセスメントを強化するとともに他のサービスへの移行を調整していく。				
8	事業名	自立支援給付（居住系事業）		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・障がい者支援課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	障害者総合支援法に基づき、障がいの程度等に応じて居住の場を提供し、必要に応じて、食事や入浴・排泄等の介護、日常生活の相談・家事支援などのサービスを提供する。 ※短期入所、施設入所支援、療養介護、共同生活援助（グループホーム）	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	630,049	634,000
			所要一般財源	147,983	158,500
概算人件費			580	580	
取組状況と 成果	・共同生活援助は、障がいのある方の地域生活移行の推進に向け、整備が進んだ。 ・施設入所支援、療養介護は、主に重度障がい者の生活の場としてのニーズに対応してきた。 ・短期入所は、入所施設を短期間利用することにより、在宅で障がいのある人の支援を行う家族等の負担軽減を図ってきた。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・障がいのある方々が必要な支援を受けながら安心して地域で生活できるよう、引き続き、共同生活援助の体験等による地域生活への移行を進める。 ・受け皿となるグループホームの数・質の充実やきめ細かな支援体制の構築などに向け、地域連携推進会議などを通じ、事業者等と連携しながら取組を推進していく。				
9	事業名	自立支援給付（相談系事業）		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・障がい者支援課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	障害者総合支援法に基づき、障がい福祉サービス利用者に対する計画相談支援や、施設や病院からの退所等にあたっての地域移行支援等を行う。※計画相談・地域移行支援など	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	81,516	84,988
			所要一般財源	20,379	21,247
概算人件費			3,059	3,059	
取組状況と 成果	・平成24年度 計画相談支援が創設され、地域定着支援、地域移行支援の3サービスの提供を開始。 ・平成30年度 自立生活援助を新設に基づき、事業実施周知するも実施事業所なし。 ・計画相談支援の提供率は、9割を超え、ほぼ充足している状況				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・地域移行、地域定着、自立生活援助は、施設や病院から地域に移行し安心して生活するため必要な福祉サービスであるが、提供事業所が限られていることもあり、利用者数が少ない状況である。 ・相談支援事業者に対して事業の必要性の認識を共有し働きかけることにより、事業所を確保するとともに施設や病院に対して事業の周知を進めていく。				

10	事業名	自立支援医療（更生医療）		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・障がい者支援課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	身体障がい者が、障がいを軽減又は除去するために行われる手術や治療に係る医療費の自己負担分を支援する。対象者は原則医療費の1割を負担する（所得に応じて負担上限有り）。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	163,909	163,909
			所要一般財源	40,143	40,143
			概算人件費	927	927
10	取組状況と 成果	・平成18年度 障害者自立支援医療（更生医療）へ移行。 ・平成19年度 県から事務移管され、生活保護受給者の人工透析治療が自立支援医療の給付対象となる。 ・障がいの軽減を図るための手術について、本制度を利用し医療費の自己負担の軽減を図ることができる。 ・生活保護受給者の人工透析治療には本制度は不可欠である。			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	・腎臓機能障害の身体障害者手帳所持者数と比較し更生医療の受給者数は少なく、適正な事務執行及び公費負担軽減のため、更生医療の利用促進を図る必要がある。 ・引き続き、受給対象者や医療機関等に対し周知を図り、制度の利用及び適切な助成につなげていく。			
11	事業名	補装具費支給事業		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・障がい者支援課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	障害者総合支援法に基づき、身体障がい者(児)の失われた身体機能を補完又は代替する用具の購入または修理に要する費用を支給する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	20,987	20,987
			所要一般財源	5,247	5,247
			概算人件費	3,245	3,245
11	取組状況と 成果	・平成18年度 障害者自立支援法施行により、自立支援給付事業へ移行。 ・平成25年度 障害者総合支援法に法改正。支給対象に難病患者を追加。 ・平成30年度 一部品目について借受け制度を開始。 ・関係機関との情報共有を図り、支給事務に遅れが出ないように、速やかな支給に努めている。			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	・対象者へ制度の利用についての丁寧な説明に努めるとともに、医療機関や補装具業者等と連携し制度の周知を図る。また、申請者が速やかに補装具の給付を受けることができるよう効率的な事務を行う。			
12	事業名	自立支援医療（精神通院医療）		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・障がい者支援課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	精神疾病により定期的に通院治療が必要な方の通院に要する医療費の負担を軽減する制度で、受理した申請に所得区分を認定のうえ県に進達し、交付された受給者証を対象者に交付する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	297	297
			所要一般財源	297	297
			概算人件費	6,180	6,334
12	取組状況と 成果	・昭和40年度 精神衛生法が改正され、通院医療費公費負担制度設立 ・平成18年度 障害者自立支援法へ移行。 ・平成22年度 診断書の提出が「毎年の提出」から「2年に1度の提出」に変更 ・精神疾病による定期かつ長期的な通院治療に係る自己負担の軽減が図られている。			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	・県から事務移管された当初約1,200人から、平成30年度以降は約2,000人を超え、受給者数は年々増加している。 ・増加している受給者の対応を円滑に行うため、医療機関と連携するとともに、事務の効率化を進めていく。			

13	事業名	障がい者手帳・諸証明事務		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・障がい者支援課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の申請を受付し、県の認定後、各手帳を交付する。併せて、障がい者福祉制度の説明、NHK受信料、有料道路通行料の減免のための証明事務を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	0	0
			所要一般財源	0	0
			概算人件費	742	742
	取組状況と 成果	・障害者手帳の交付事務、転入手続き又は再交付申請時に、必要なサービスを利用できるように、障がい者福祉ハンドブックを配付し、利用要件や手続き方法等について丁寧な説明に努めている。 ・ホームページにおいて、手続き時の書類等について更新を随時行っている。 ・令和4年度から、県税事務所に提出する普通自動車税減免のための生計同一証明書の発行が不要となった。			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	・医療、福祉等の関係機関に対し、各種制度についての周知を図っていく必要がある。 ・手帳交付時の1人あたりの説明や各種制度の申請受付、証明事務に時間を要するものの、障がいの部位や等級により該当する制度や助成範囲が異なるため、申請や交付手続きが円滑となるようホームページによる周知やハンドブックを配布し、引き続き丁寧かつ効率的な説明に努めていく。			
14	事業名	特別障害者手当等（特別障害者手当、(経過的)福祉手当）		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・障がい者支援課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	在宅の身体又は精神に著しく重度の障がいがあるために日常生活において常時特別の介護を必要とする方を対象に手当を支給する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	54,274	54,274
			所要一般財源	13,642	13,642
			概算人件費	773	773
	取組状況と 成果	・障害者手帳交付時に在宅で重度の障がいのある方を対象に制度について説明し、市政だよりやホームページ等でも周知を行った。 ・在宅で常時特別の介護を必要とする重度の障がい者や家族の経済的な負担軽減を図ることができた。			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	・現況届をはじめ住民票の異動状況などで受給資格の管理を適切に行うとともに、資格喪失時の届出の必要性について周知する。また、地域包括支援センター等の関係機関と連携した積極的な制度の周知を行い、受益の機会の公平性の確保に努めていく。			
15	事業名	意思疎通支援事業（コミュニケーション支援事業）		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・障がい者支援課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	聴覚・視覚障がい者等との意思疎通を円滑にし、日常生活に必要な情報保障、障がい者理解及び障がい者の社会参加を目的として、手話通訳者等の養成及び派遣を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	2,846	2,846
			所要一般財源	712	712
			概算人件費	6,373	6,373
	取組状況と 成果	・手話通訳を業務とする職員について、3名体制を維持している。 ・平成8年度 手話通訳者の頸肩腕障害予防のため健診を開始。 ・平成21年度 通訳者の県内広域派遣が開始され、平成25年度から国内に拡大。 ・平成27年度 要約筆記者の派遣を開始。			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	・手話通訳者の健康対策や研修を充実させることにより、持続的な手話通訳の活動体制を整備していく。 ・引き続き、合理的配慮としての意思疎通支援の重要性について、パンフレット等による広報や手話の出前講座の実施等により市民への周知に努めていく。 ・手話通訳の体制を維持していくため、手話通訳士の職員3名の退職時期を考慮して、手話通訳士の採用を行っていく。			

16	事業名	ガイドヘルパー派遣事業		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・障がい者支援課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	屋外での移動に著しい制限のある障がいのある方に対し、社会生活上必要な外出及び余暇活動等の社会参加のため、外出の際の移動の介護および外出先での必要な支援を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	8,550	8,550
			所要一般財源	2,137	2,137
			概算人件費	1,062	1,062
16	取組状況と 成果	・平成23年度 重度の視覚障がい者について、自立支援給付「同行援護」に移行 ・平成25年度 障害者総合支援法に掲げる難病患者等について、対象に追加 ・令和6年度 法定サービスである居宅介護と同等の報酬単価とすることにより、事業所職員の処遇改善につなげ、持続可能なサービス提供体制の維持を図った。 ・単独での外出が困難な障がい者等に、外出や余暇の機会を提供することができた。			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	・土曜、日曜の利用ニーズが多く、利用者が集中した場合、対応できるヘルパーが不足することがある。 ・障がい福祉サービス事業所等連携推進会議などを活用し事業所相互の連携強化や、質の高いサービス提供体制の整備を図る。			
	事業名	日常生活用具費助成事業		法定／自主	法定
17	担当部・課	健康福祉部・障がい者支援課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	身体障がい・知的障がい・精神障がい者等であって、当該用具を必要とする障がい者に対して、自立生活支援用具等の購入に要する費用を助成する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	30,263	30,263
			所要一般財源	7,566	7,566
			概算人件費	2,549	2,549
	取組状況と 成果	・日常生活用具の進化や、多様化した対象者ニーズに対応するため、必要とされる対象品目の見直し、要件の緩和、対象者の拡大を図ってきた。 ・令和7年度 ①対象品目の追加…人工内耳関連用品 ②要件の緩和…ストマ給付額の増、ストマ用具対象品目の増、障がい児世帯の所得割要件の廃止			
18	課題認識と 今後の方針 ・改善点	・障がいの特性に応じた新たな用具については、他自治体の給付状況を参考に、対象品目への追加を検討していく。 ・排泄管理支援用具の基準額については、他市町村の状況等を踏まえ、改正を検討していく。			
	事業名	タイムケア事業		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・障がい者支援課		次年度方針	見直し
	概要 (目的・内容)	障がいのある方に日中活動する場を提供するとともに、見守り等の支援を行うことにより、障がいのある方の家族の就労支援及び一時的な休息の確保を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	9,148	10,095
			所要一般財源	2,287	2,287
			概算人件費	279	279
	取組状況と 成果	・事業所数の増加により障がい者の日中活動の場を拡大し、その家族の就労支援や介護などの負担軽減を図ってきた。 ・令和6年度障がい福祉サービス等報酬改定において、法定サービスである生活介護等の基本報酬については、サービス提供時間毎に設定されたことに加え、延長支援加算の拡充が示された。これを踏まえ、法定サービス優先に提供いただくように市独自の当該事業の提供のあり方について検討を行った。			
18	課題認識と 今後の方針 ・改善点	・利用者数の増加や継続的なニーズが見込まれる中、個々のニーズを把握し、各事業所と連携をとりながら、地域資源充足に向けた対応策を検討していく。 ・法定サービス優先であることから、法定サービスで支援できない場合などについて支援策の拡充を図っていく。			

19	事業名	訪問入浴サービス事業		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・障がい者支援課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	居宅で入浴することが困難な障がい者(児)に対し、居宅に訪問入浴車を派遣して、入浴の機会を供与する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	6,381	6,381
			所要一般財源	1,595	1,595
概算人件費			194	194	
取組状況と 成果	・居宅で入浴することが困難な障がい者(児)に対して、居宅に訪問入浴車を派遣して、入浴の機会を提供する取り組みを継続して行っている。 ・入浴に課題を抱えている方への必要なサービスとして提供してきた。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・重度の在宅障がい者(児)の利用を想定している事業であるため、サービスを必要としている方が利用できるよう、内容を周知し、サービスの提供を継続していく。				
20	事業名	身体障がい者自動車運転免許取得・自動車改造助成事業		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・障がい者支援課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	身体障がい者の就労・社会参加等を促進するため、自動車の取得・改造及び運転免許証取得にかかる費用の一部を助成する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	500	500
			所要一般財源	125	125
概算人件費			39	39	
取組状況と 成果	・平成18年度 障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業として開始。 ・本事業の利用者は障がいの受容を終え、自立へ向かう人々といえることから、効果が高い事業である。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・本事業の利用による障がい者の社会参加を促進するため、引き続き事業の周知を図っていく。				
21	事業名	重度心身障がい医療費助成事業		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・障がい者支援課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	重度心身障がい者の福祉の増進を図るため、医療機関受診の保険診療分の一部自己負担金助成する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	257,025	257,025
			所要一般財源	112,071	112,071
概算人件費			15,706	15,706	
取組状況と 成果	・平成29年10月診療分より原則、市内の医療機関で窓口の負担がなくなる現物給付を開始した。令和2年4月からは、医療費現物給付の範囲を福島県内の医療機関及び薬局まで拡大した。条例改正により、令和6年4月受診分から後期高齢者医療保険に加入しない65歳以上の受給者について令和4年10月受診分から発生していた高収入者ほど助成額が高くなる不均衡を是正した。 ・障がいのある方が安心して医療機関を受診でき、重症化の防止が図られた。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・後期高齢者医療保険に加入しない65歳以上の受給者に対しては機会をとらえて丁寧な説明を行い、後期高齢者医療保険への加入を促進していく。 ・マイナ保険証と本制度との連携等について、今後の動向を注視するとともに、必要に応じて助成に係る事務の見直しや受給者への周知を行いながら、適切な助成に努めていく。				

22	事業名	在宅重度障がい者対策事業		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・障がい者支援課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	在宅の重度障がい者の福祉の増進を図るため、治療材料等を給付する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	4,686	4,686
			所要一般財源	3,506	3,506
			概算人件費	569	569
23	取組状況と 成果	・令和3年度 高齢者紙おむつ給付事業の対象外となった、身体障害者手帳1～2級の所持者に対し、治療材料給付券（おむつ券）の給付を開始。 ・令和4年度 給付対象者の要件変更に伴う障がい者福祉システムの改修を行った。 ・治療材料または衛生器材の支給により、経済的負担の軽減が図られている。			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	・在宅の重度障がい者の経済的負担軽減を図るため、引き続き適切な給付に努めていく。			
	事業名	人工透析患者通院交通費助成事業		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・障がい者支援課		次年度方針	継続
24	概要 (目的・内容)	人工透析患者の通院にかかる経済的負担を軽減するため通院交通費を助成し、福祉の増進を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	5,029	5,029
			所要一般財源	2,524	2,524
			概算人件費	232	232
25	取組状況と 成果	・平成4年 会津若松市人工透析患者通院交通費助成事業実施要綱制定 ・自宅が医療機関から遠隔地であったり、車いすのため介護タクシーの利用が不可欠である患者にとって、透析通院にかかる経済的負担軽減が図られている。			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	・家族の高齢化や単身世帯、同居家族の共働き等により、透析患者を送迎できる家族が少なく、また、医療機関の送迎車が車いす対応型ではないなどの理由により、年々介護タクシー利用の受給者が増加している。 ・制度の必要な方が利用できるよう、医療機関等と連携し本制度の周知を図るとともに、適切な助成に努めていく。			
	事業名	共生型サービス事業		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・障がい者支援課		次年度方針	継続
26	概要 (目的・内容)	障がいのある人や児童、高齢者が同じ場所で日常生活の支援を受けることができる事業	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費		
			所要一般財源		
			概算人件費	279	279
27	取組状況と 成果	・平成30年に「共生型サービス」が法定サービスとして新設された。 ・介護保険事業所に対して勉強会を開催し、情報提供を行った。 ・令和2年度に県内先進自治体への視察を実施 ・令和7年 多職種連携会議（地域包括センター主催）での事業説明実施			
	課題認識と 今後の方針 ・改善点	・通常のサービスは、児童や高齢など年齢に応じ、提供事業所が異なるため、同一事業所内で高齢、障がい両サービスを提供できる事業として、利用者にメリットがあるものの、報酬単価の違いや障がい特性への対応が必要等の理由で、事業実施に至っていない。 ・障がいのある方が、利用されている介護保険事業所と個別に共生型サービス提供について協議を行うとともに指定権者である県と連携し情報交換等を行う。			

25	事業名	障がい者福祉システム管理業務		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・障がい者支援課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	障がい者福祉業務を広範かつ適切・確実に行うため、障がい者福祉システム機器の賃貸借及びシステムの保守を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	31,721	28,685
			所要一般財源	31,721	28,685
概算人件費			773	773	
取組状況と 成果	業務システムの導入、制度改正等に対応した改修を行い、適切に使用することで、障害者手帳所持者の台帳管理、給付業務の管理、所得判定業務により速やかなサービスの給付と事務作業効率化が図られた。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・国が定めたシステム標準化仕様に移行しなければならない。 ・令和7年度にシステム標準化移行を予定していたが、システムメーカーが対応できないため、令和8年度のシステム標準化移行とした。				
26	事業名	外出支援事業		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・障がい者支援課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	障がい者の外出時の経済的負担の軽減を目的として、資格要件に応じ、市と協定を締結した公共交通機関で利用できる利用券を交付し、運賃を助成する。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	8,906	8,906
			所要一般財源	8,906	8,906
概算人件費			792	792	
取組状況と 成果	・重度の障がい者には「重度障がい者タクシー運賃助成」を、車いす等を使用して外出される方には「車いすタクシー運賃助成」として実施してきた。 ・平成21年度 2つの事業を統合し、「外出支援事業」として実施。 ・平成31年度 一度に利用できる限度額を1,000円から1,500円に引き上げ。 ・令和3年度 一度に利用できる限度額を1,500円から2,000円に引き上げ。 ・令和6年度 利用券を月8枚交付を月10枚交付へ引き上げ車いすを利用していない障がい者の利便性向上を図った。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	令和6年度から、車いすを利用していない障がい者の交付枚数を月8枚から月10枚へ引き上げたことによる利用率の変化等の効果を検証するとともに、利用者の利用実態やニーズ、他市町村の状況、取り巻く社会環境等を考慮しながら、必要に応じて対象者や助成額等のあり方を検討していく。				
27	事業名	緊急通報体制等整備事業（障がい者分）		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・障がい者支援課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	一人暮らしの重度身体障がい者、またはこれに準ずる世帯に緊急通報装置を貸与し、近隣住民等の協力により、緊急時に迅速かつ適切な対応がとれる体制を整え、安心して地域生活ができるようにする。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	283	283
			所要一般財源	283	283
概算人件費			78	78	
取組状況と 成果	・平成3年度 緊急通報体制整備事業として開始。 ・平成24年度 65歳未満の重度障がい者分について障がい者支援課所管となる。 ・平成31年度 固定電話か携帯電話の選択が可能となった。 ・一人暮らしの障がい者にとって、安心して地域で生活できる一助となっている。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・一人暮らし障がい者等の増加が予想される中で、急病、事故等の緊急時において迅速かつ適切な対応をとるために緊急通報システムは必要不可欠である。 ・緊急通報協力員を3名確保できない場合においても柔軟に対応することなどにより、利用しやすい制度の運用を行っていく。				

28	事業名	訪問給食サービス事業（障がい者分）		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・障がい者支援課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	在宅のひとり暮らし障がい者又はこれに準ずる世帯で、調理又は買物が困難な方に弁当を宅配し、栄養バランスの取れた食事を提供すると共に安否確認を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	2,955	2,955
			所要一般財源	2,955	2,955
概算人件費			116	116	
取組状況と 成果	・平成17年度から平成25年度までに、65歳未満の身体障がい者、精神障がい者、知的障がい者、難病患者を対象者に追加。 ・平成28年度 配食の事業者を複数事業者から選択できる方式に制度を変更。 ・平成31年度 第二土曜日の休配日を廃止（基本、日祝が休配日）。 ・利用者の栄養面からの体調管理と、安否確認を行うことで、障がい者が地域で安心して生活できる一助となっている。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・利用者のニーズがあることから、サービス提供日の拡大について検討する必要がある。 ・単身の障がい者の健康維持、栄養改善、安否確認において有効な事業であることから、継続して実施していく。				
29	事業名	特定疾患患者見舞金		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・障がい者支援課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	県が認定した難病患者、小児慢性特定疾患患者の保護者、遷延性意識障がい者、および慢性腎不全による血液透析患者を対象に、年1回5千円の見舞金を支給する。（重度心身障がい者医療費助成の対象者は非該当）	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	2,830	2,850
			所要一般財源	2,830	2,850
概算人件費			304	304	
取組状況と 成果	・昭和57年 支給開始 年1万円（対象24疾患） ・平成元年 支給額変更 年1万5千円 ・平成17年 支給額変更 年1万円 ・平成26年 受給資格変更 重度心身障がい者医療費受給者対象外 ・平成27年 難病医療法の施行、（対象疾患56→306）支給額変更 年5千円 ・令和7年 対象疾患が348へ拡大 ・重度心身障がい医療費助成を受けることができない難病患者等に見舞金を支給することで、福祉の増進に寄与している。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	・対象の難病が追加指定されていることから、新たな対象者の申請につなげるため、関係機関と連携して制度を周知する必要がある。 ・市政だより、市ホームページ、関係機関におけるチラシ配布により制度を周知し、申請の勧奨を行っていく。				
30	事業名	心身障がい者扶養共済制度		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・障がい者支援課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	障がい者の生活安定と保護者の不安軽減を図るための県の事業であり、障がい者（児）の保護者が加入している共済掛金を徴収し県へ納入、共済年金受給者の現況届を受付する事務を行う。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	6	6
			所要一般財源	6	6
概算人件費			91	91	
取組状況と 成果	・制度発足時、市独自の制度として低所得者の加入者に共済掛金の助成事業を実施していたが、平成24年度に助成制度は廃止となった。 ・保護者や障がい者の経済的不安軽減が図られている。				
課題認識と 今後の方針 ・改善点	民間の類似制度の充実等により、掛金の払込者も減少しており、市が事務を行うことが受給者等の利便性の向上に資する状況ではなくなってきている。 県からの権限移譲により行っている事務事業であるものの、市が事務を行う意義が薄れてきていることから、県が直接事務を担当するよう要望していく。				

31	事業名	高額障がい福祉サービス等給付費、新高額障がい福祉サービス等給付費、地域生活支援事業利用者負担金還付金		法定／自主	法定
	担当部・課	健康福祉部・障がい者支援課		次年度方針	継続
	概要 (目的・内容)	障がい福祉サービス・介護保険サービス・地域生活支援事業を利用される方のうち一定の要件を満たす方に対し、償還することにより、利用者負担の軽減を図る。	財務内容 単位(千円)	令和7年度 (予算)	令和8年度 (見込み)
			事業費	1,538	1,424
			所要一般財源	384	356
			概算人件費	194	194
	取組状況と成果	【地域生活支援事業利用料負担金還付金】平成18年度～ 【高額障がい福祉サービス等給付費】平成18年度～ 【新高額障がい福祉サービス等給付費】平成30年度～			
	課題認識と今後の方針・改善点	・複数の制度が関係する複雑な制度であり、重複支給を避けるため、併給調整を行うべく、高齢福祉課、こども家庭課などと連携を継続していく。			